

株主の皆さまへ

東京都中央区銀座六丁目10番1号  
J.フロントリテイリング株式会社  
代表取締役社長 奥田 務

## 第2期定時株主総会招集ご通知

謹啓 いよいよご多祥のことと大慶に存じあげます。

さて、下記のとおり第2期定時株主総会を開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。(大阪・名古屋の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場にご来場の場合も、以下のいずれかの方法により、あらかじめ議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。)

〔郵送による議決権の行使の場合〕

後記の株主総会参考書類(3頁から9頁)をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成21年5月25日(月曜日)18時までに到着するよう折り返しご送付ください。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

パーソナルコンピューターまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類(3頁から9頁)をご検討くださいますと、画面の案内に従って、平成21年5月25日(月曜日)18時までに賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記10頁から11頁の【議決権の行使についてのご案内】を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |      |   |                                |
|------|---|--------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成21年5月26日(火曜日)午前10時           |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区九段南一丁目6番5号<br>九段会館 大ホール |

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第2期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査役会の第2期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 平成20年度役員賞与支給の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

10頁から11頁の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、及び監査報告書謄本は、別添の「第2期報告書」（1頁から40頁）に記載のとおりであります。

以 上

---

### お 願 い

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.j-front-retailing.com/>）に掲載させていただきます。

大阪・名古屋の中継会場にご来場の株主さまへ

議決権行使書用紙もしくはインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、入場票を中継会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 平成20年度役員賞与支給の件

当期の業績、その他諸般の状況を総合的に勘案し、当期末時点における取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役5名に対し、役員賞与金を総額57,000,000円以内（うち、社外取締役分7,000,000円以内、監査役分13,000,000円以内）で支給いたしたいと存じます。各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることといたします。

なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、前期（変則事業年度）の役員賞与は、当該6ヶ月間の業績等を総合的に勘案のうえ、総額58,000,000円以内として議案上程し、ご決議いただきました。

### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他上記変更に伴う条数の繰り上げ、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分\_\_\_\_\_は変更部分。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)  <b>第7条</b> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  <b>第8条</b> 当社の単元株式数は、1,000株とする。  <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  <b>第9条</b> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            (1) (省 略)            }            (4) (省 略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  <b>第10条</b> (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)  <b>第11条</b> 当社は、株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><b>第12条</b> (省 略)            }  <b>第42条</b> (省 略)</p> <p>(新 設)            (新 設)              (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)  <b>第7条</b> 当社の単元株式数は、1,000株とする。            (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)  <b>第8条</b> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            (1) (現行どおり)            }            (4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  <b>第9条</b> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)  <b>第10条</b> 当社は、株主名簿管理人を置く。            株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。            当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><b>第11条</b> (現行どおり)            }  <b>第41条</b> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><b>第1条</b> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><b>第2条</b> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	おか だ くに ひこ 岡田 邦彦 (昭和10年7月11日生)	昭和33年4月 株式会社松坂屋入社 平成2年9月 同社本社開発事業部長 平成3年5月 同社取締役 平成5年3月 同社本社総合企画室長 平成7年3月 同社本社総合企画室長兼関連事業部長 平成9年11月 同社常務取締役 本社総合企画室長兼広報室長兼関連事業部長 平成11年5月 同社取締役社長 平成11年6月 株式会社御園座取締役（現任） 平成11年6月 中部日本放送株式会社取締役（現任） 平成13年5月 株式会社松坂屋取締役社長本社営業本部長 平成15年5月 同社取締役社長 平成16年5月 同社代表取締役社長執行役員 平成18年5月 同社代表取締役会長執行役員 平成18年9月 同社代表取締役会長（現任） 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役会長 平成19年9月 当社代表取締役会長（現任）	95,000株	なし
2	おく だ つとむ 奥田 務 (昭和14年10月14日生)	昭和39年4月 株式会社大丸入社 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア マネジングダイレクター 平成7年5月 株式会社大丸取締役 平成8年5月 同社常務取締役 平成9年3月 同社取締役社長 平成13年9月 同社本社百貨店業務本部長 兼本社札幌出店計画室長 兼本社業務改革推進室長 平成15年3月 同社グループ本社百貨店事業本部長 平成15年5月 同社代表取締役会長（現任）兼最高経営責任者 平成18年6月 株式会社大阪証券取引所取締役（現任） 平成18年6月 株式会社りそなホールディングス取締役（現任） 平成19年9月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者（現任） 当社百貨店事業政策部長（現任）	86,400株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	やま もと りょう いち 山本良一 (昭和26年3月27日生)	昭和48年4月 株式会社大丸入社 平成13年2月 同社理事 本社百貨店業務本部営業改革推進室長 兼営業企画室長 平成15年3月 同社グループ本社百貨店事業本部商品ネットワーク推進部長 平成15年5月 同社代表取締役社長（現任）兼最高執行責任者兼グループ本社百貨店事業本部長 平成17年3月 同社グループ本社首都圏新規事業開発室長 平成19年1月 同社グループ本社百貨店事業本部梅田新店計画室長 平成19年9月 当社取締役（現任） 当社営業改革・外商改革推進担当（現任） 株式会社大丸本社百貨店事業本部長兼梅田新店計画室長 株式会社松坂屋取締役（現任） 平成20年3月 株式会社大丸本社営業本部長	65,600株	なし
4	さ むら しゅん いち 茶村俊一 (昭和21年1月31日生)	昭和44年3月 株式会社松坂屋入社 平成10年5月 同社静岡店長 平成11年5月 同社取締役 名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同社常務取締役 平成14年5月 同社専務取締役 平成15年5月 同社本社営業本部長 平成16年5月 同社代表取締役 同社専務執行役員本社経営企画室長 平成16年9月 同社本社経営企画室長兼内務業務改革室長 平成17年3月 株式会社白洋舎取締役（現任） 平成18年3月 株式会社松坂屋本社経営企画室長 平成18年5月 同社社長執行役員 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 平成19年5月 株式会社松坂屋営業統括本部長 平成19年9月 当社取締役（現任） 当社銀座再開発担当（現任） 株式会社大丸取締役（現任） 平成20年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長（現任）	70,200株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
5	つしまとしあき 都島敏明 (昭和21年3月23日生)	昭和43年3月 株式会社松坂屋入社 平成9年5月 同社本社財務部長代理 平成11年5月 同社取締役 本社財務部長 平成11年9月 同社本社財務部長兼購買部長 平成13年3月 同社本社財務部長 平成15年5月 同社常務取締役 平成16年5月 同社取締役 同社常務執行役員 平成18年3月 同社本社広報・IR室長兼財務政策室、財務経理部担当 平成18年5月 同社専務執行役員 本社経営企画室長兼広報・IR室長 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス専務取締役 経営企画室、広報・IR室、財務室担当 平成19年9月 当社取締役（現任） 当社専務執行役員業務本部長（現任）	51,100株	なし
6	こじまきよぞう 小島喜代三 (昭和19年10月16日生)	昭和42年4月 株式会社大丸入社 平成2年6月 株式会社大丸情報センター代表取締役 平成9年3月 株式会社大丸 装工事業部長 平成12年5月 同社理事 株式会社大丸装工取締役社長 兼大丸木工株式会社取締役社長 平成13年5月 株式会社大丸取締役 平成13年9月 同社本社管理本部副本部長兼財務部長 平成14年3月 同社本社管理本部副本部長兼財務部長兼情報システム改革推進室長 平成15年3月 同社グループ本社関連事業本部長 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成19年9月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員関連事業政策部長（現任）	48,800株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
7	つか だ ひろ と 塚田 博人 (昭和23年3月1日生)	昭和45年4月 株式会社大丸入社 平成11年1月 同社理事 京都店長 平成13年5月 同社取締役 平成15年3月 同社グループ本社経営計画本部経営企画部長 平成15年5月 同社取締役退任 同社執行役員 平成17年5月 同社取締役 グループ本社経営計画本部長 平成18年1月 同社グループ本社梅田新店計画室長 平成19年3月 同社グループ本社統合準備推進室長 平成19年5月 同社常務執行役員 平成19年9月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員経営計画本部長兼銀座再開発副担当(現任)	41,800株	なし
8	たか やま つよし 高山 剛 (昭和11年7月30日生)	昭和35年4月 大同製鋼株式会社入社 平成2年6月 大同特殊鋼株式会社取締役 平成4年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成18年5月 株式会社松坂屋取締役 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス取締役 平成19年9月 当社取締役(現任)	5,000株	なし
9	たけ うち いさ お 竹内 功夫 (昭和19年9月7日生)	昭和42年4月 株式会社三菱銀行入行 平成6年6月 同社取締役 平成8年4月 (合併)株式会社東京三菱銀行取締役 平成9年6月 同社取締役退任 平成9年6月 東里株式会社取締役社長 平成11年6月 富士紡績株式会社監査役 平成14年5月 エムティーインシュアランスサービス株式会社(平成13年4月東里株式会社から社名変更)取締役社長退任 平成14年6月 富士紡績株式会社監査役退任 平成14年6月 日本電池株式会社常務取締役 平成15年8月 同社常務取締役退任 平成16年6月 三菱レイヨン株式会社監査役 平成20年5月 当社取締役(現任) 平成20年6月 三菱レイヨン株式会社監査役退任 平成20年6月 オーミケンシ株式会社取締役(現任)	2,000株	なし



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高山剛氏及び竹内功夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 高山剛氏及び竹内功夫氏を社外取締役候補者とした理由について
- (1) 高山剛氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
- (2) 竹内功夫氏は、金融機関、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績、見識を有しております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
4. 社外取締役に就任してからの年数について
- 高山剛氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約1年9ヶ月であります。また、竹内功夫氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって約1年であります。

以 上

## 【議決権の行使についてのご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 【当日株主総会にご出席の場合】

・議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。

#### 【当日ご出席願えない場合】

- ・議決権行使書をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書のご郵送は不要です。

#### (当日大阪・名古屋の中継会場にご来場の場合)

中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。つきましては、【当日ご出席願えない場合】と同様に、議決権行使書もしくはインターネットいずれかの方法により、あらかじめ議決権行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

## 記

### (1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いた

します。)

「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、Proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネットによる議決権行使は、平成21年5月25日(月曜日)の18時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## (2) インターネットによる議決権行使方法について

議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

## (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

### システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
(通話料無料) 0120 - 173 - 027 (受付時間 9:00 ~ 21:00)

### 《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

# J.フロントリテイリング株式会社 第2期定時株主総会

## 会場のご案内

会場

東京都千代田区九段南一丁目6番5号

九段会館 大ホール

### 会場付近略図



### 交通機関

東京メトロ 東西線・半蔵門線	九段下駅（最寄り出口）徒歩1分
都営地下鉄 新宿線	
東京都営バス 飯64系統・高71系統	九段下（千代田区役所前）徒歩3分 （バス停↑マーク）